

第 2 章

計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念・基本目標

1. 第7期における基本理念及び平成37（2025）年の地域の将来像

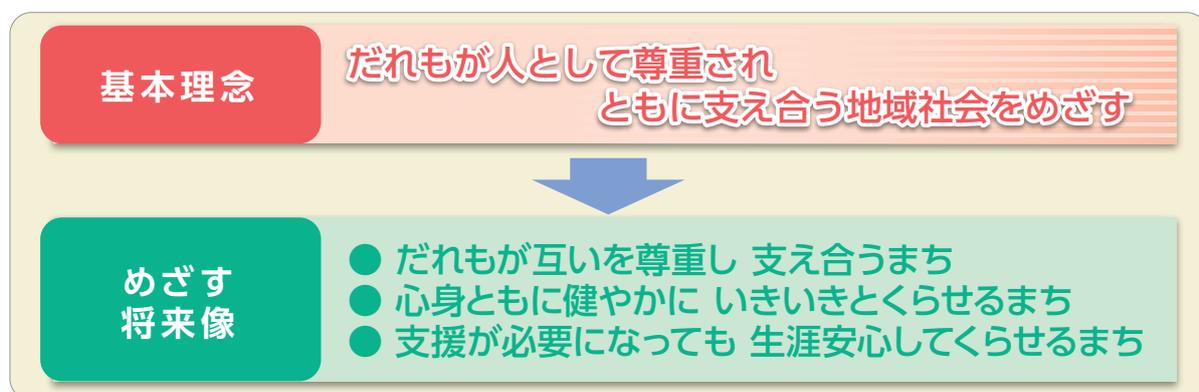
新宿区では、基本構想に掲げる平成37（2025）年にめざすまちの姿と整合が保たれた「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」を基本理念に掲げ、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・生活支援・介護予防・医療・介護が連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取組を進めてきました。この基本理念には、自己選択、個人の尊厳、互助・共助を含めた支え合いを土台としたまちづくりへの強い思いが込められています。

第7期計画では、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上に達する平成37（2025）年を見据えて、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の実現を目指し、総合的に施策を推進していきます。また、この基本理念とともに、3つの「めざす将来像」を定めています。

1点目の「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」は、今後、高齢者人口や一人暮らし高齢者が増加することが見込まれている現状を踏まえ、地域コミュニティにおける支え合いのしくみづくりをさらに充実していくことを示しています。この将来像は、以下の2つの将来像の土台となるものです。

2点目の「心身ともに健やかに いきいきとくらするまち」は、高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防を進めるとともに、社会参加と生きがいづくりへの支援を進めていくことを示すものです。

3点目の「支援が必要になっても 生涯安心してくらするまち」は、要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らせるまちづくりを目指すものです。区のどこにいても、支援が必要なおときには、誰もが適切なサービスを受けられ、いきいきと暮らすことができる地域づくりを目指して、本計画を進めていきます。



2. 基本目標

第6期計画における基本目標のうち、「尊厳ある暮らしを支援します」と「支え合いのしくみづくりをすすめます」を統合し、第7期では「支え合いの地域づくりをすすめます」としました。また、「いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します」は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる体制づくりを進めるため、「最期まで地域の中で自分らしくくらすよう 在宅療養支援体制を推進します」と変更しました。

基本目標1 支え合いの地域づくりをすすめます

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、公的なサービスが充実していることに加え、地域での見守りや支え合いの活動が不可欠です。そのために、高齢者自身も「地域の担い手」として活躍するしくみづくりを進め、地域の多様な社会資源（NPO、民間企業、社会福祉施設など）の有機的な連携により、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。

基本目標2 社会参加といきがいづくりを支援します

高齢期の生活の質（QOL）を高めるためには、社会との関わりを持ちながらこれまで得た知識や経験を活用し、生涯を通して新たなことにチャレンジしていくことが大切です。多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに対応した社会参加や、社会貢献、就労などの活動支援を展開します。

基本目標3 健康づくり・介護予防をすすめます

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが必要です。そのために、要介護の原因となるロコモティブシンドローム¹の予防など健康づくりの普及啓発や機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができるようなしくみづくりを進めていきます。

基本目標4 最期まで地域の中で自分らしくくらすよう在宅療養支援体制を推進します

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯安心してその人らしく暮らしていけることが大切です。そのため、一人ひとりのニーズに応じた医療と介護の連携による切れ目のないサービスや、区独自の支援サービスを提供します。また、高齢者のニーズに応じた住まいの確保を支援し、区の特性にあった地域包括ケアシステムの実現を目指します。

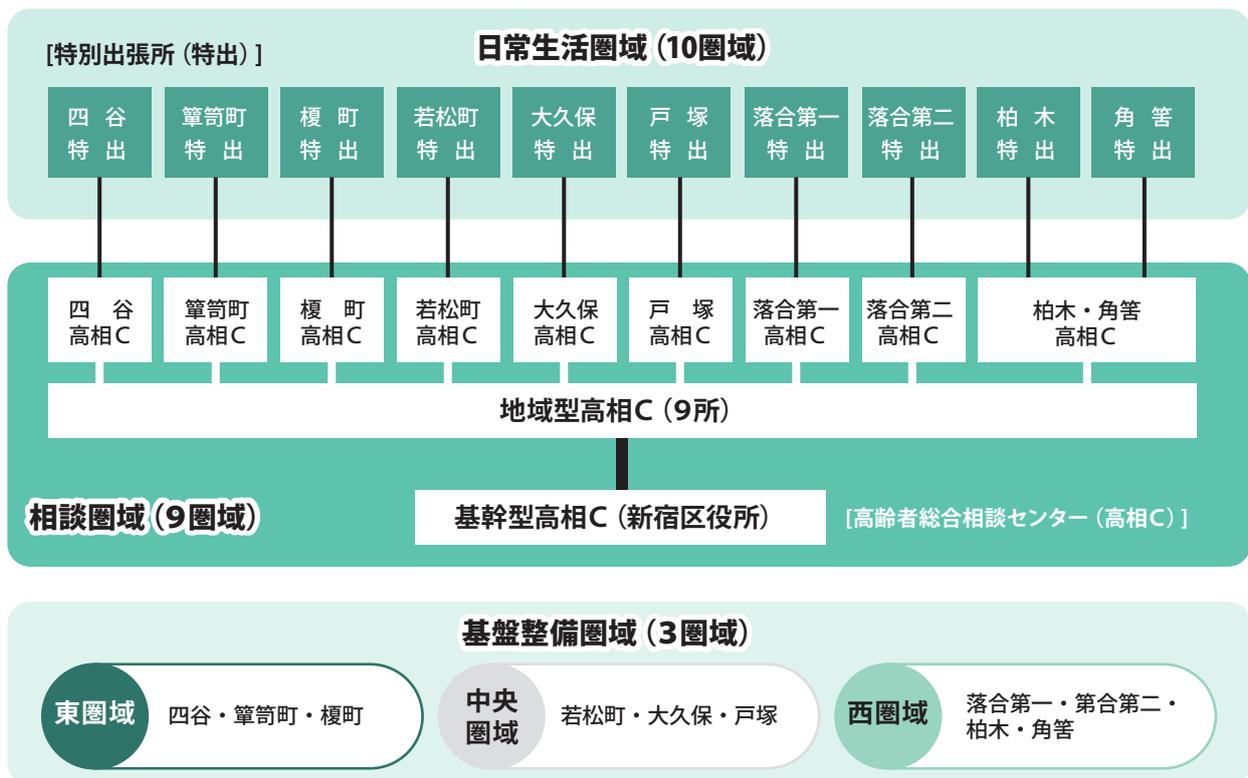
¹ロコモティブシンドローム：関節の痛みや筋力の低下などにより、歩く力が衰えた状態のことで、略して「ロコモ」と呼ばれています。

第2節 新宿区における地域包括ケアシステムの現状と今後の方向性

1. 日常生活圏域と高齢者総合相談センターの設置

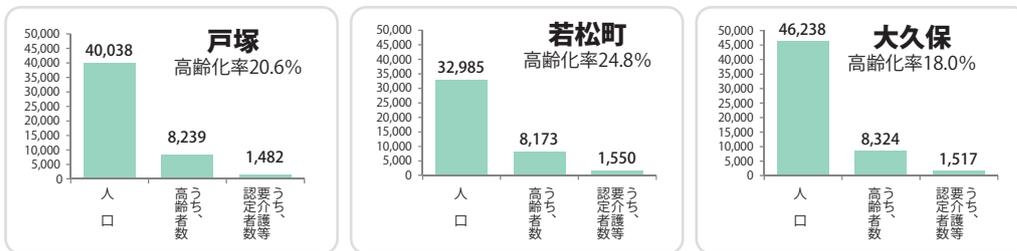
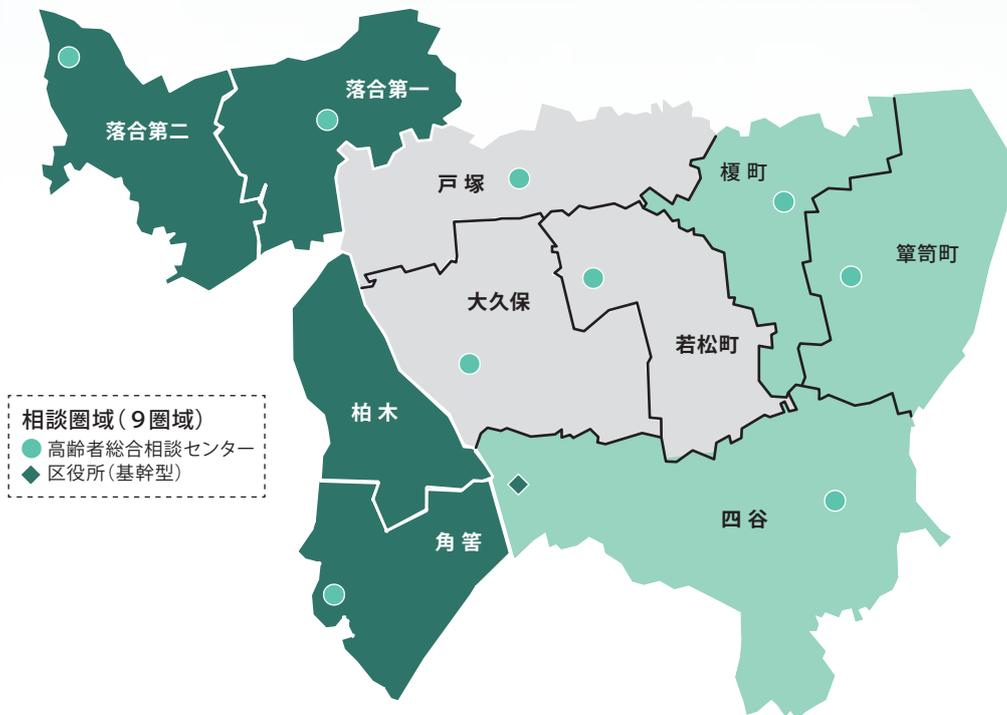
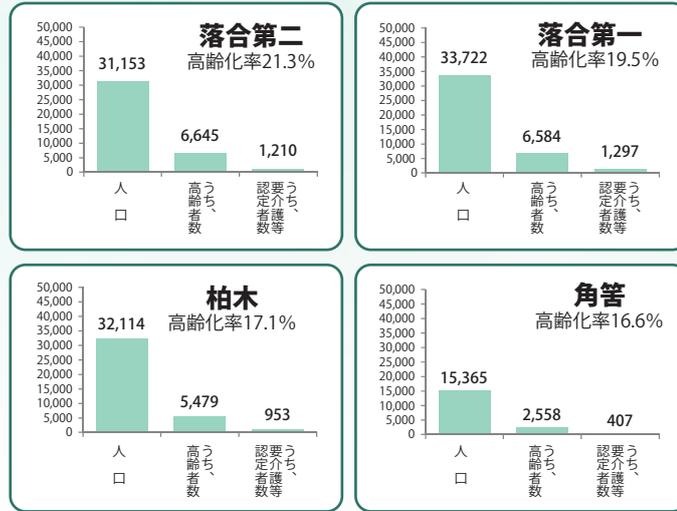
「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

新宿区では、高齢者人口や、民生委員・児童委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所管轄10区域を「日常生活圏域」（四谷、笹笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木、角筈）と位置付けています。また、この区域を「相談圏域」として捉え、身近なところで相談やサービスが受けられるよう、高齢者総合相談センターを配置していますが、人口規模等を勘案して、現時点では柏木と角筈は1つの高齢者総合相談センターで対応しています。また、新宿区役所に基幹型高齢者総合相談センターを設置し、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行っています。さらに、区内を東・中央・西の3つの圏域に分け、「基盤整備圏域」として、施設やサービスの整備を進めています。

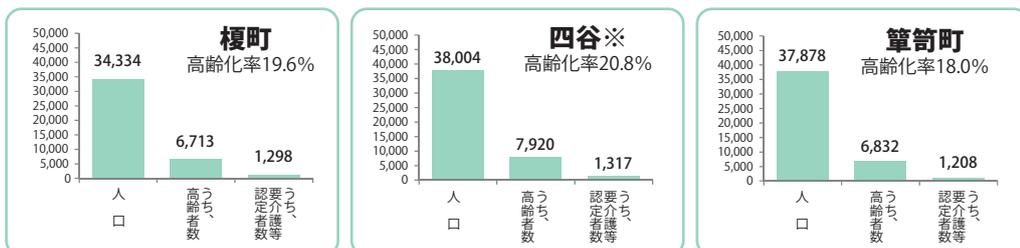


日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率(平成29年10月1日現在の実績)

西圏域



中央圏域



※区役所エリアを含む

東圏域

第1章

計画策定の概要

第2章

計画の基本的考え方

第3章

高齢者保健福祉施策の推進

第4章

介護保険事業の推進

第5章

計画の推進に向けて

資料編

2. 地域支援事業の現状

地域支援事業は、平成 18（2006）年度に介護保険制度内で新設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されています。

地域支援事業については、平成 27（2015）年 4 月の介護保険法の改正で、大幅な見直しがありました。それにより、新宿区では総合事業を平成 28（2016）年 4 月から開始しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態となることを予防するために区が行う事業です。高齢者を含めた幅広い世代の区民、NPO、ボランティア、事業者等、様々な人や団体がサービスの担い手となることにより、高齢者に対する生活支援等を充実するものです。また、社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進します。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

事業名	取組内容
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する事業です。対象者は、要支援 1・2 の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された 65 歳以上の方（事業対象者）です。</p> <p>サービスの種類は訪問型サービスと通所型サービスがあり、それぞれ、総合事業導入前に要支援 1・2 の認定者が利用していた予防給付の訪問介護、通所介護に相当するものです。なお、住民等の多様な主体の参画という観点から、区の研修を修了した生活援助員等が利用者宅を訪問して生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物等の支援）を行う生活援助サービスなども開始しています。</p>
一般介護予防事業	<p>介護予防や日常生活の自立に向けた取組や、地域の介護予防活動等に対して支援を行う事業です。対象者は、65 歳以上の方や、65 歳以上の方の支援のための活動に関わる方です。</p> <p>介護予防普及啓発事業として、事前申し込みが必要で有料の介護予防教室と、事前申し込みが不要で無料の介護予防教室などを行っているほか、地域介護予防活動支援事業として、介護予防のための体力測定事業や、新宿いきいき体操の普及啓発などを行っています。</p>

本計画では、第 3 章の「重点施策Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸」の中で、総合事業について詳しく記載しています（p.58～参照）。

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業では、以下の4つの取組を行います。

事業名	取組内容
高齢者総合相談センター事業	区内10か所に設置している高齢者総合相談センターの相談機能をさらに充実させるとともに、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域ケア会議」を開催します。
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有、在宅医療・介護連携に関する相談受付、在宅医療・介護関係者の研修などを行います。
認知症総合支援事業	認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制について、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置により、充実を図っていきます。
生活支援体制整備事業	高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、区が「生活支援コーディネーター ¹ 」及び「新宿区生活支援体制整備協議会」を設置し、新宿区社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、地域におけるコミュニティの活性化や住民等が主体となった多様な生活支援の充実など、支え合いの地域づくりを促進する取組を進めます。

特に、「生活支援体制整備事業」は、地域支え合いの体制づくりを推進していくことを目指すものであり、総合事業の実施と連携しながら、区として力を入れていくべき事業です。本計画では、第3章の「重点施策Ⅰ『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」の中で、生活支援体制整備事業について詳しく記載しています（p.46～参照）。

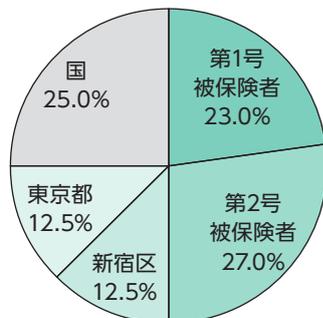
(3) 任意事業

任意事業では、家族介護支援事業、介護給付等費用適正化事業、成年後見審判請求事務等を実施します。

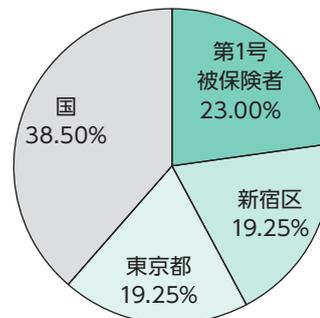
(4) 財源構成

財源構成は以下のとおりです。

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業 [任意事業]



¹生活支援コーディネーター：高齢者に生活支援等を提供する体制の整備に向け、地域のネットワーク構築や資源開発等をコーディネートする役割を担います。

3. 今後の方向性

第6期計画では「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」「地域における在宅療養支援体制の充実」「認知症高齢者への支援体制の充実」の3つを重点施策として進めてきました。

新宿区総合計画では基本政策として「暮らしやすさ1番の新宿」を目指しています。その中で保健福祉分野では「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」「地域での生活を支える取組みの推進」を個別施策として掲げています。

超高齢社会を迎え、区民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活ができるよう、健康寿命のさらなる延伸を目指す取組が重要です。そのためには、個人の健康づくりの取組を支援するだけでなく、健康を意識せずとも健康づくりが行えるような地域社会全体の取組による環境整備が必要になってきます。

第7期計画では、これらを受けて「健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸」を新たに重点施策として掲げました。また、第6期計画の重点施策であった「地域における在宅療養支援体制の充実」は、地域包括ケアの基盤として進めていくことから、基本目標に「最期まで地域の中で自分らしくくらすよう在宅療養体制を推進します」を位置付け、より上位の視点から支援体制づくりを進めていきます。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していく今後に向けて、地域コミュニティにおける支え合いのしくみづくりをさらに充実するとともに、認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めていく必要があることから、「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」と、「認知症高齢者への支援体制の充実」については、引き続き重点施策とします。

第7期計画では、以上の3施策を重点施策として位置づけ、より多くの区民を対象とする「地域づくりの計画」として、取組を進めていきます。

【第6期と第7期の重点的取組】

第6期計画 (平成27～29年度)	第7期計画 (平成30～32年度)
「地域の活力」を生かした 高齢者を支えるしくみづくり	「地域の活力」を生かした 高齢者を支えるしくみづくり
地域における在宅療養支援体制の充実	健康づくりと介護予防の推進による 健康寿命の延伸
認知症高齢者への支援体制の充実	認知症高齢者への支援体制の充実